

末 木 枝 条 公 売 公 告

(集材を伴う)

- 物件番号 1 : 6 年度十勝東部署【螺湾・上足寄地区】保全整備（保育間伐等・地拵・植付）第 7 号
物件番号 2 : 7 年度十勝東部署【足寄・螺湾・鳥取第二地区】保全整備（保育間伐等・地拵・植付）第 1 号
物件番号 3 : 7 年度十勝東部署【本別地区】保全整備（保育間伐）第 2 号
物件番号 4 : 7 年度十勝東部署【芽登地区】保全整備（保育間伐）第 3 号
物件番号 5 : 7 年度十勝東部署【勲祢別地区】保全整備（保育間伐）第 4 号
物件番号 6 : 7 年度十勝東部署【勲祢別・斗満地区】保全整備（保育間伐等）第 5 号

令和 7 年 7 月 2 2 日

分任契約担当官

十勝東部森林管理署長 佐藤 英典

次により末木枝条の一般競争入札を行いますので、買受希望者は、売買契約書(案)、国有林野事業林産物売買契約約款（以下「約款」という。）、北海道森林管理局競争契約入札心得、及び現物を熟覧のうえ入札してください。

1 入札物件の種類及び数量等

「末木枝条公売物件総括表」のとおり

2 入札（開札）日時及び入札（開札）場所

(1) 入札（開札）日時 令和 7 年 8 月 1 8 日（月曜日）

午後 1 時 3 0 分 開始

午後 1 時 3 5 分 締切即開札

(2) 入札（開札）場所 北海道足寄郡足寄町北 3 条 2 丁目 3 - 1

十勝東部森林管理署 会議室

3 入札参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 森林管理局長から令和 7 年度から令和 11 年度までの林産物の売払に係る資格確認通知書の交付を受けた者であること。

(4) 北海道森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政 338 号林野庁長官通知）、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

4 入札の参加に必要な証明書等の提出

入札に参加しようとする者は次の証明書（写し可）を入札開始前に提出すること。

- (1) 令和7年度から令和11年度までの林産物の売払に係る資格確認通知書。
- (2) 上記の者の代理人が入札する場合は、資格確認通知書及び委任状。

5 入札

- (1) 入札注意事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得をご覧ください。
- (2) 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件ごとに別葉として総額を記載して下さい。

なお、所定の用紙を使用しない場合は、「北海道森林管理局競争契約入札心得を承知のうえ、入札する」旨明記して下さい。

- (3) 落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (4) 郵便入札も受け付けます。

この場合、二重の封筒を使用し、表に必ず「郵便入札」と朱書し、内封筒には売払物件毎の入札書、外封筒には有資格証明書（写）を同封のうえ、入札前日（前日が土、日、祝日の場合はその前日）の午後5時までに到達するよう書留郵便をもって当森林管理署へ送付してください。

なお、再度の入札を引き続き行う場合には、郵便により参加した者は再度の入札には参加できません。

- (5) 錯誤等を理由として、自らのした入札を無効とする旨の申出は開札後から落札宣言までの間とし、開札前又は落札宣言後は、いかなる場合も無効の申出をすることが出来ないこととします。

6 入札保証金

免除します。

7 契約書の作成

契約書の作成は、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）

8 代金の納入

契約締結の日から20日以内に納入告知書により代金を納付してください。

9 契約保証金

免除します。

10 契約の解除

約款23条の規定により契約解除となったときは、競争入札参加資格を取消し、または付与しないことがあります。

- 11 物件の引渡し
代金納入の日から 15 日以内に引渡しを行います。
- 12 物件の搬出期間
各物件の搬出期間は「末木枝条公売物件総括表」のとおりです。
- 13 物件明細書、売買契約書（案）等の閲覧場所
十勝東部森林管理署
北海道足寄郡足寄町北 3 条 2 丁目 3－1 電話 0 1 5 6－2 5－3 1 6 1
- 14 特約事項について
売買契約にあたり「別紙 1」の特約事項を付すこととしますので、十分認識したうえで入札してください。
- 15 木質バイオマス証明について
本物件の売買契約書には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。」と記載し、この記載をもって木質バイオマス証明とします。
- 16 法令制限等について
(1) 本物件の搬出に係る保安林内の作業行為については、「末木枝条公売物件総括表」のとおりです。
(2) 事業実行の際は、保安林指定の有無を問わず、林地保全、河川汚濁防止等には十分配慮願います。
17. 物件の現地案内
現地案内については行いません。
- 18 国有林野事業林産物売買契約約款、北海道森林管理局競争契約入札心得については、北海道森林管理局ホームページに記載しております。
契約約款：『[北海道森林管理局ホームページ](#)>公売・入札情報>契約約款・仕様書・申請書>契約約款（立木販売事業）国有林野事業林産物売買契約約款』

入札心得：『[北海道森林管理局ホームページ](#)>公売・入札情報>競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等>北海道森林管理局競争契約入札心得』
- 19 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- 20 その他詳細については、十勝東部森林管理署総務グループにお問い合わせ下さい。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、下記をご覧ください。

『北海道森林管理局ホームページ＞公売・入札情報＞発注者綱紀保持対策』

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

十勝東部森林管理署

〒089-3703 北海道足寄郡足寄町北3条2丁目3-1

Tel. 0156-25-3161

050-3160-5790（IP）

特約事項

1 入林手続き及び搬出済の届出

- (1) 事業着手前に、別紙2「事業着手届」を十勝東部森林管理署に提出してから作業に着手すること。
- (2) 事業実施に当たっては、「事業着手届」の写しを車のダッシュボードなど外部から見える位置に置き、作業に従事すること。
- (3) 物件の搬出を終えたときは、遅延なく十勝東部森林管理署に「搬出済届」を提出すること。

2 林地保全、河川汚濁防止等

- (1) 売払い物件を十分確認し、すべて搬出すること。
- (2) 河川汚濁防止に十分注意して作業すること。
- (3) 使用する林業専用道等については、工作物を損傷しないこと。また、事業の終了時に不陸均しを行い、通行に支障の無いよう回復すること。

3 狩猟期間中の安全対策

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する森林管理署は銃猟安全対策を定めることから、期間や可猟区域等について事業着手前に必ず確認すること。

なお、買受人は「事業実行中」、「狩猟入林禁止」の看板のほか「発砲禁止」ののぼりを作業地の入口等の視認しやすい場所に設置すること。

また、事業実行箇所を含む周辺国有林において、市町村から有害鳥獣捕獲のため可猟とするよう要請があった場合は、可能な限り協力すること。

4 無人航空機の飛行

国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を森林管理署長等に提出するとともに、以下の点に留意すること。

- (1) 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として買受人が行うこと。特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意すること。
 - (2) 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに森林管理署長等へ報告すること。こうした場合の無人航空機の回収は、買受人の責任において行うこと。
 - (3) 一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わないこと。
- また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図ること。

5 林野火災防止対策

- (1) 買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。
 - ア 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。
 - イ 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。
 - ウ 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定す

ることとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。

エ 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。

オ 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。

（２） 買受人は、（１）の各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

6 その他

（１） 数量の不足、隠れた瑕疵があってもその担保の責任は負いません。

（２） 生産事業実行中の箇所については、事業請負者と別の者が購入した場合、事業完了後でなければ搬出はできません。

（３） 森林官と十分打ち合わせし、その指示に従うこと。

（４） 集材を伴う未利用材を集積した後の林外への運搬・輸送については、必ず森林官の許可を得ること。（生産事業請負者と同一であって、生産事業と同時進行で着手する場合は生産事業の部分完了届の提出後に許可を得ること。）

（５） 希少野生生物を発見した場合は、速やかに森林官に連絡しその指示に従うこと。

（６） 事業実行に伴って、買受人の過失により森林法等の法規に違反した場合は、国有林として買受人を告発することも有りえること。

（７） 民有林との境界付近で作業する場合は、境界に埋設してある境界標（石標等）を確認し、越境等の無いようにすること。

（８） 当署では除雪等の対応は行わないことから、必要な場合は買受人の負担において行うこと。

（９） 林道保護のため、各年３月上旬から５月下旬までの期間は原則運材を停止すること。

事業着手届(末木枝条)の提出について

年 月 日

売渡人
分任契約担当官
十勝東部森林管理署長 殿

買受人
住所

氏名

年 月 日付け第 号で売買契約した物件(年 月 日 引渡した物件)について、
下記事項のとおり事業着手届を作成したので関係書類を添付して届け出ます。

記

- 1 入林の場所 十勝東部森林管理署 担当区内 林班 小班
- 2 入林期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 事業着手年月日 年 月 日
- 4 実行形態
① 直営 ②下請け ③その他()
(作業工程により実行形態が異なる場合)

- 5 現場責任者 (別紙様式1)
※ 緊急連絡体制図添付

- 6 現場作業員名簿 (別紙様式1)

(別紙様式1)

現 場 作 業 員 名 簿

氏 名	住 所(電話連絡先)	年 齢	車両の種類番号

注:現場責任者に準ずる者については、必ず携帯電話番号等連絡先を記載すること。

緊 急 連 絡 体 制 図

※ 緊急連絡体制図については、会社で作成しているものを添付してください。
様式は問いません。

末 木 枝 条 入 札 書

物 件 番 号 第 号

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額									

ただし、上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税に相当する額を加算した金額となること及び入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官 十勝東部森林管理署長 殿

住所氏名

参加資格者整理番号			

(注) 入札金額の頭部に¥を記入して下さい。

末 木 枝 条 入 札 書

物 件 番 号 第 号

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額									

ただし、上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税に相当する額を加算した金額となること及び入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官 十勝東部森林管理署長 殿

住所氏名

参加資格者整理番号			

(注) 入札金額の頭部に¥を記入して下さい。

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

分任契約担当官
十勝東部森林管理署長

殿

末木枝条公売物件総括表

令和7年8月18日入札

十勝東部森林管理署

物件 番号	樹種	区分	面積 (ha)	N L 計	本 数 (本)	材 積 (m³)	物 件 所 在 地		保 安 林 協 議	搬 出 期 間	備 考	開 札 結 果						
							林 小 班	担当区				入札 枚数	1 番 札		2 番 札		3 番 札	
													金 額	入 札 者	金 額	入 札 者	金 額	入 札 者
1	トドマツ外	末木枝条	149.98	N L 計		423.79 57.30 481.09	14い外	螺湾 上足寄	伐 採 協 議 不要 作 業 行 為 R7年4月14日～R12年3月31日	引渡しの日又は事業完了後から1年	林地内末木枝条につき、集材を要す。 なお、生産事業実行中であり、事業期間は令和8年2月27日まで。							
2	トドマツ外	末木枝条	338.73	N L 計		1,409.06 452.74 1,861.80	18い外	螺湾 鳥取第二 足寄	伐 採 協 議 不要 作 業 行 為 R7年5月1日～R12年3月31日	引渡しの日又は事業完了後から1年	林地内末木枝条につき、集材を要す。 なお、生産事業実行中であり、事業期間は令和8年3月3日まで。							
3	トドマツ外	末木枝条	184.17	N L 計		848.52 180.98 1,029.50	202ち外	本別	伐 採 協 議 不要 作 業 行 為 R7年5月1日～R12年3月31日	引渡しの日又は事業完了後から1年	林地内末木枝条につき、集材を要す。 なお、生産事業実行中であり、事業期間は令和8年3月3日まで。							
4	トドマツ外	末木枝条	116.91	N L 計		502.57 38.17 540.74	310へ外	芽登	伐 採 協 議 不要 作 業 行 為 R7年5月1日～R12年3月31日	引渡しの日又は事業完了後から1年	林地内末木枝条につき、集材を要す。 なお、生産事業実行中であり、事業期間は令和8年2月27日まで。							
5	トドマツ外	末木枝条	238.58	N L 計		1,418.85 169.97 1,588.82	1137ろ外	勲祢別	伐 採 協 議 不要 作 業 行 為 R7年5月1日～R12年3月31日	引渡しの日又は事業完了後から1年	林地内末木枝条につき、集材を要す。 なお、生産事業実行中であり、事業期間は令和8年3月3日まで。							
6	トドマツ外	末木枝条	129.63	N L 計		820.58 74.58 895.16	1142た外	勲祢別 斗満	伐 採 協 議 不要 作 業 行 為 R7年5月1日～R12年3月31日	引渡しの日又は事業完了後から1年	林地内末木枝条につき、集材を要す。 なお、生産事業実行中であり、事業期間は令和8年2月27日まで。							
合 計				N L 計		5,423.37 973.74 6,397.11												

※ 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。

物 件 明 細 書

							物件番号	担当区
							1号	螺湾・上足寄
林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
1 4 外	い外		末木枝条(集材を伴う)	149.98	トドマツ外	1～100		481.09 m3
合 計								481.09 m ³

物 件 明 細 書

							物件番号	担当区
							2号	螺湾・鳥取第二・足寄
林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
18外	い外		末木枝条(集材を伴う)	338.73	トドマツ外	1～100		1,861.80 m3
合 計								1,861.80 m ³

物 件 明 細 書

							物件番号	担当区
							3号	本別
林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
202外	ち外		末木枝条(集材を伴う)	184.17	トドマツ外	1～100		1,029.50 m3
合 計								1,029.50 m ³

物 件 明 細 書

							物件番号	担当区
							4号	芽登
林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
310外	へ外		末木枝条(集材を伴う)	116.91	トドマツ外	1～100		540.74 m3
合 計								540.74 m ³

物 件 明 細 書

							物件番号	担当区
							5号	敷地別
林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
1 1 3 7 外	ろ外		末木枝条(集材を伴う)	238.58	トドマツ外	1～100		1,588.82 m3
合 計								1,588.82 m ³

物 件 明 細 書

							物件番号	担当区
							6号	勲祢別・斗満
林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
1 1 4 2 外	た外		末木枝条(集材を伴う)	129.63	トドマツ外	1～100		895.16 m3
合 計								895.16 m ³

売買契約書(案)

売買物件の 所在場所	〇〇担当区部内			面積(ha) 〇〇. 〇〇	
売買物件の 種類及び数量	区 分	樹 種	本数(本)	材積(m3)	
	末木枝条			〇〇〇. 〇〇	
	内 訳 別紙「物件明細書」のとおり				
売買代金	売買代金		〇〇〇〇 円		
	うち消費税抜代金		〇〇〇〇 円		
	消費税(10%)		〇〇〇〇 円		
契約保証金	免除				
売買代金の分収額	官収分	分収額	円		
		うち消費税抜代金	円		
	民収分	分収額	円		
		うち消費税抜代金	円		
	官行造林立木竹 分収造林立木竹 分収育林立木竹	分収権者			

売 買 代 金 納 付 の 方 法	現金納付分	売買金額	〇〇〇〇 円	納付期限	令和〇年〇月〇日
		延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保 金額	円 以 上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	
			延納金額	円	延納期間
	延納利息		円		
	延納担保 金額		円 以 上	担保の種類	
	延納利率		年 %	同提供期限	
	売買物件の 引渡方法	〇〇〇〇	売買物件の 引渡期間(期限)	〇〇〇〇 (概算の場合の最終期限)	
売買物件の 搬出期間(期限)	引渡の日から起算して〇〇〇日間 (期限 令和〇年〇月〇日) 又は事業完了後から起算して〇〇日間 (期限 令和〇年〇月〇日)				
売買(使用) 目的の指定		施設設置等 の指定			
特約事項	別紙1のとおり				

※概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算
売買代金である。

※本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたもの
である。

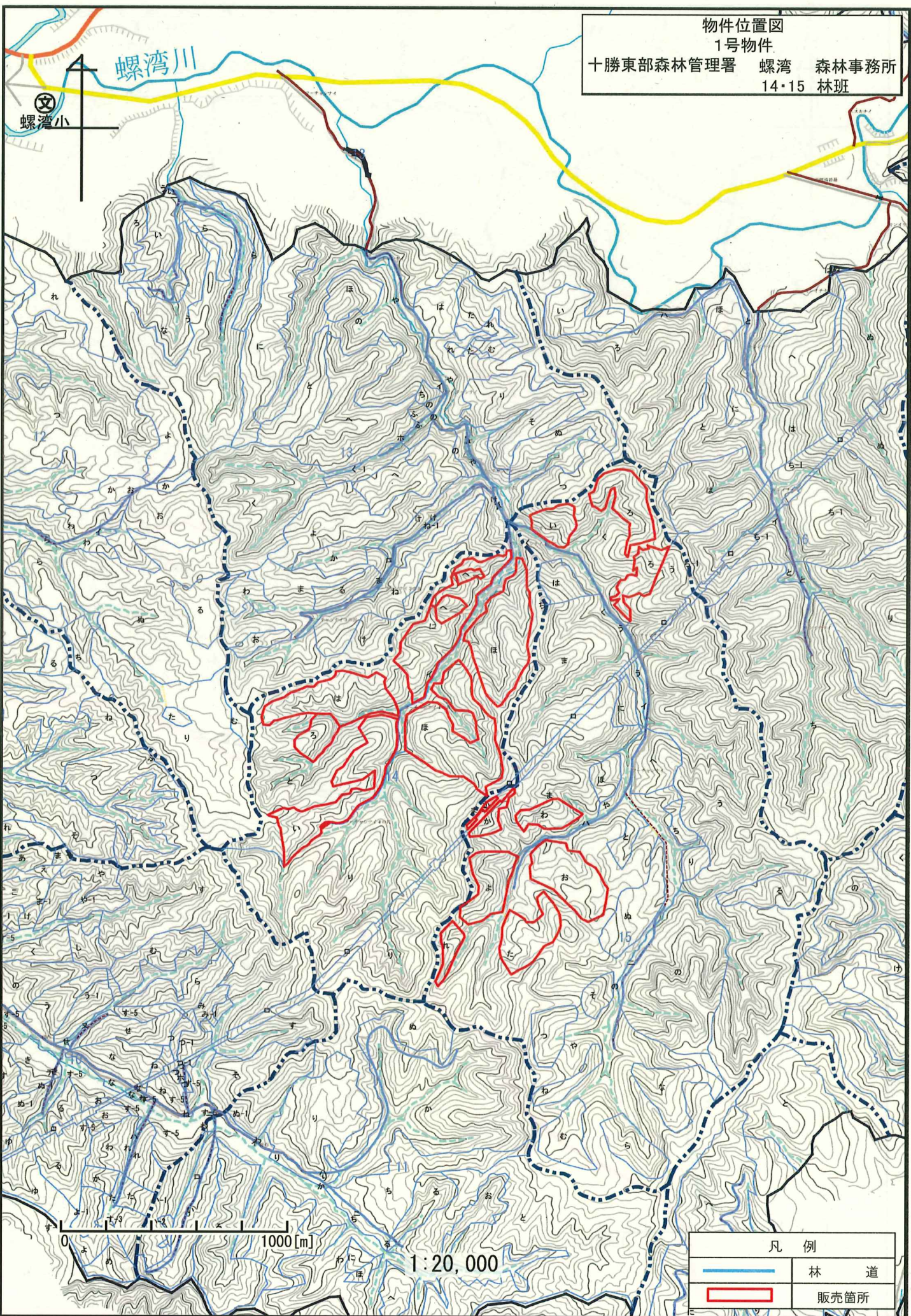
売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契
約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有
する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

売渡人(甲) 分任契約担当官 〇〇森林管理(支)署長 印
登録番号 T8000012050001

買受人(乙) 〇〇〇都道府県〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

物件位置図
 1号物件
 十勝東部森林管理署 螺湾 森林事務所
 14・15 林班



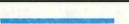
凡 例	
	林 道
	販売箇所

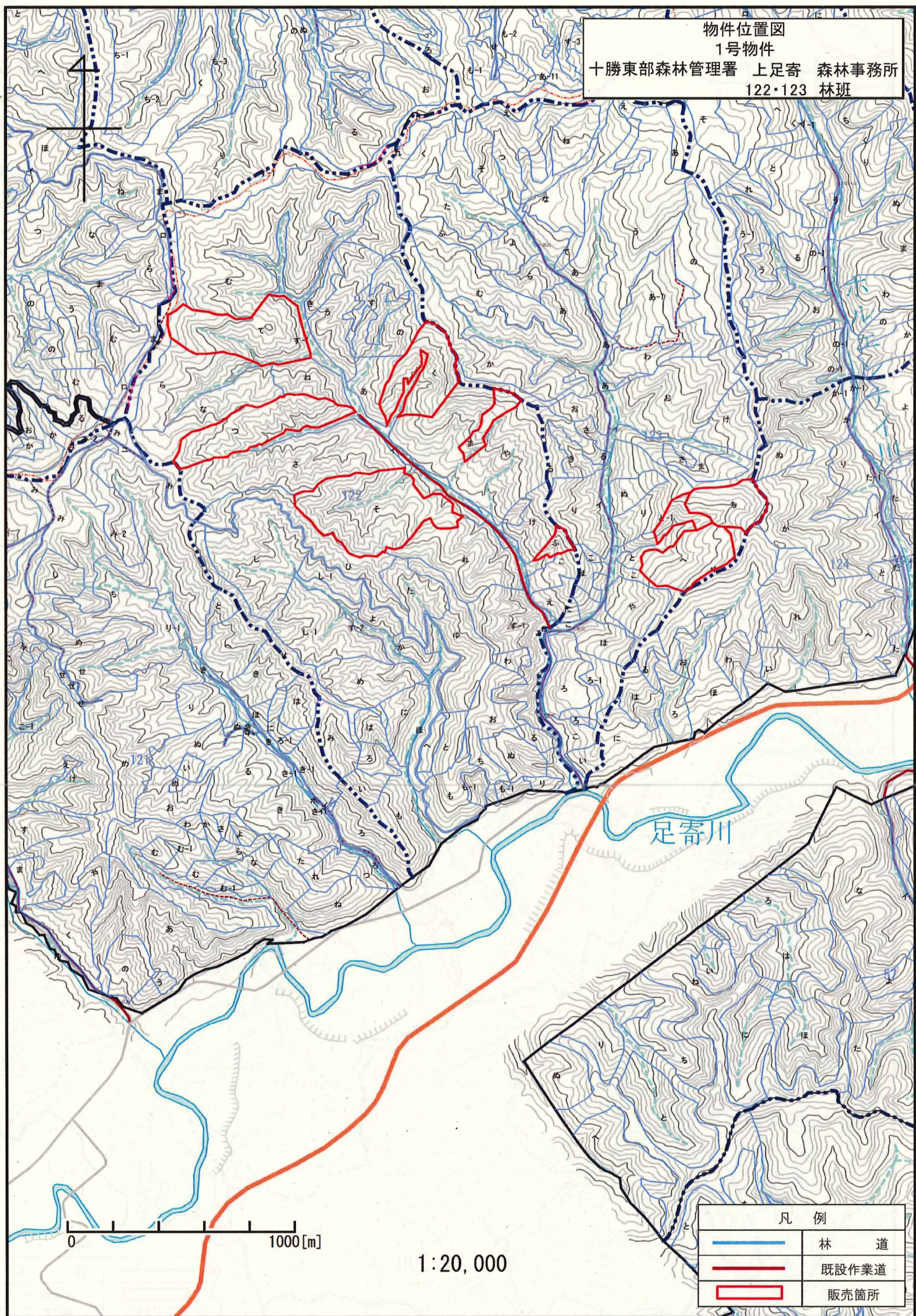
物件位置図
 1号物件
 十勝東部森林管理署 上足寄 森林事務所
 122・123 林班

足寄川

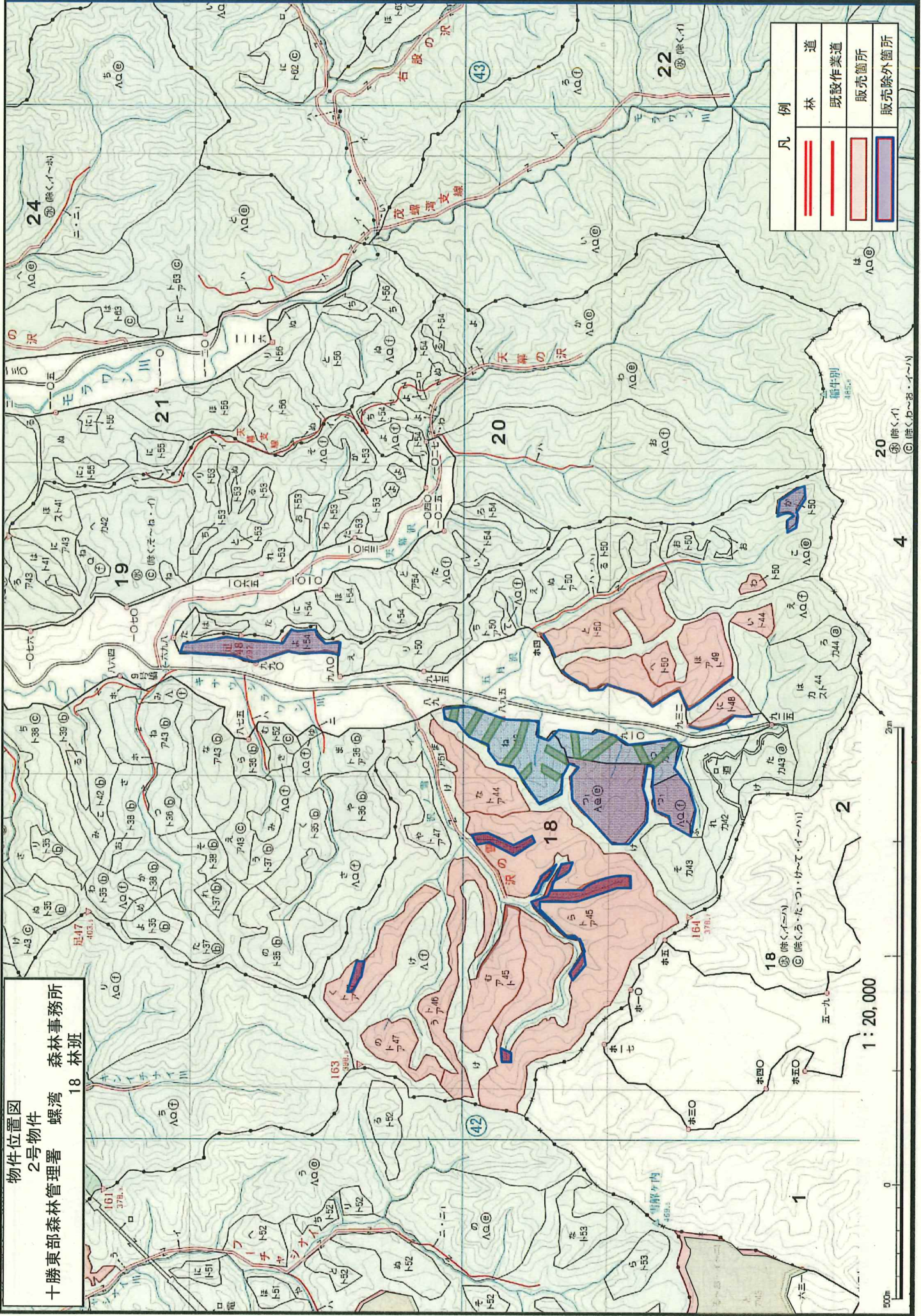
0 1000[m]

1:20,000

凡 例	
	林 道
	既設作業道
	販売箇所



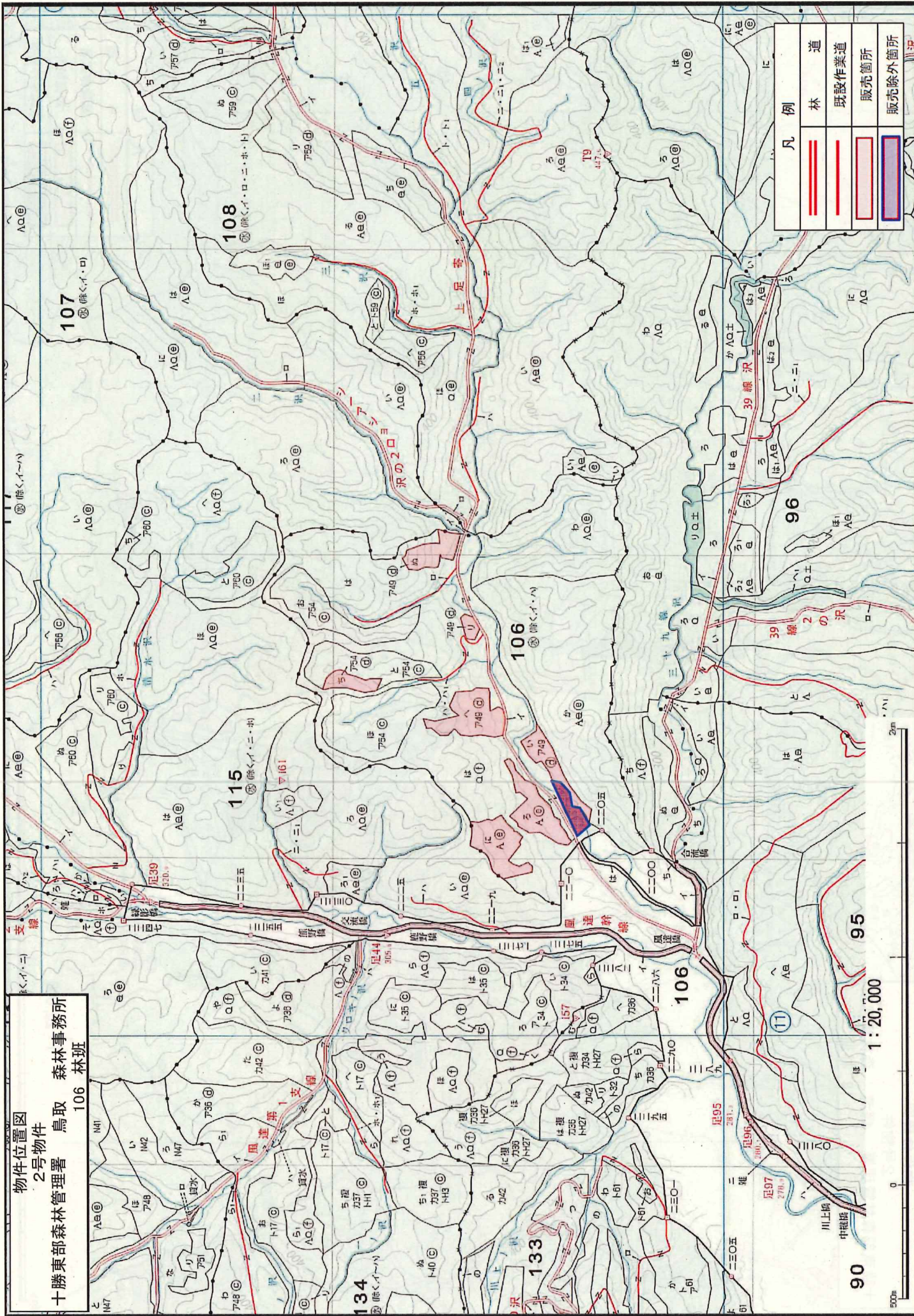
十勝東部森林管理署 螺湾 森林事務所
 2号物件 18 林班
 物件位置図



凡 例	
——	林 道
——	既設作業道
——	販売箇所
——	販売除外箇所

200m
 0
 1: 20, 000
 2m

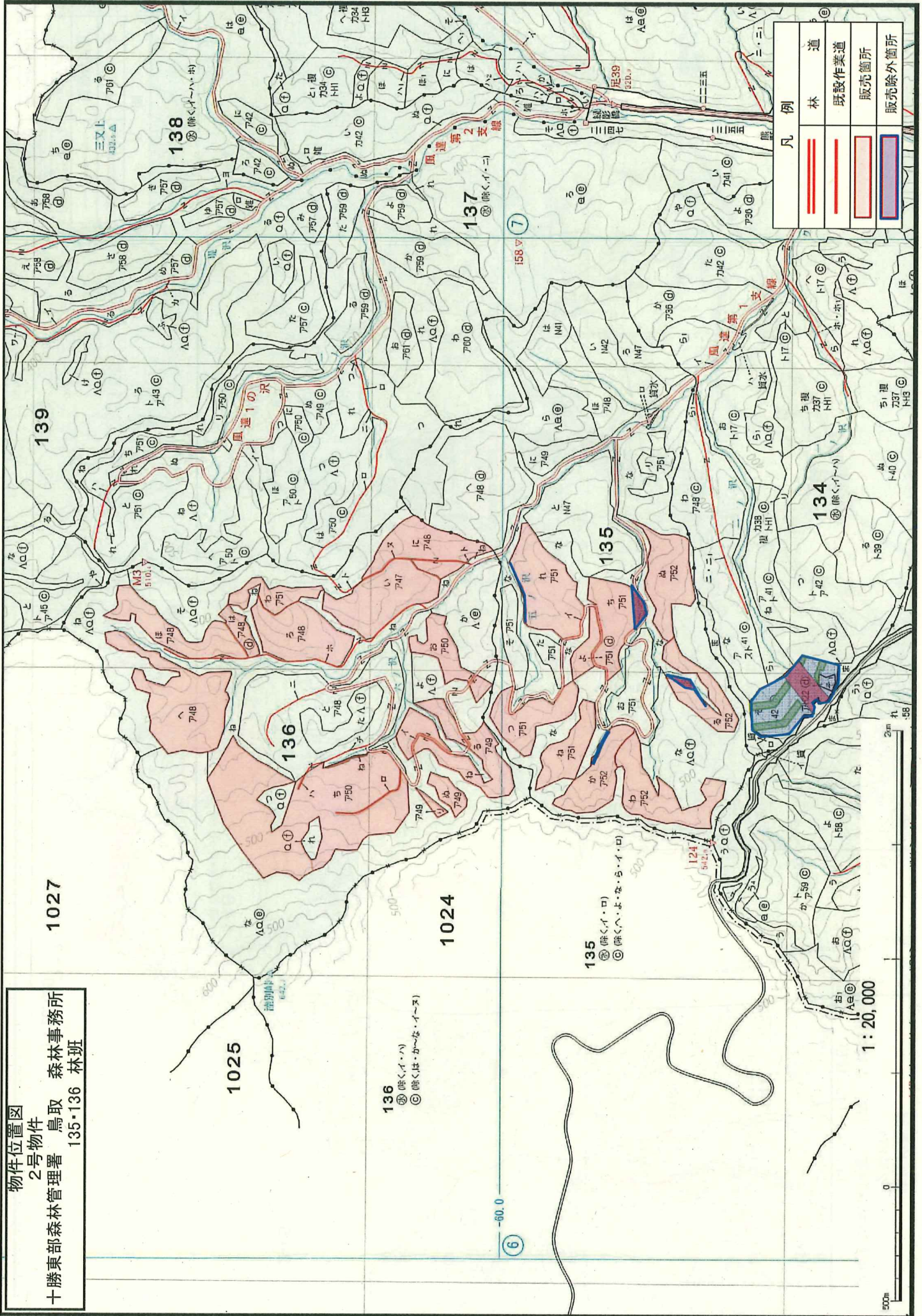
十勝東部森林管理署 鳥取 森林事務所
 2号物件 106 林班
 物件位置図



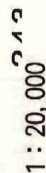
物件位置図

2号物件

十勝東部森林管理署 鳥取 森林事務所
135・136 林班



2号物件
十勝東部森林管理署 足寄 森林事務所
146・148・149 林班



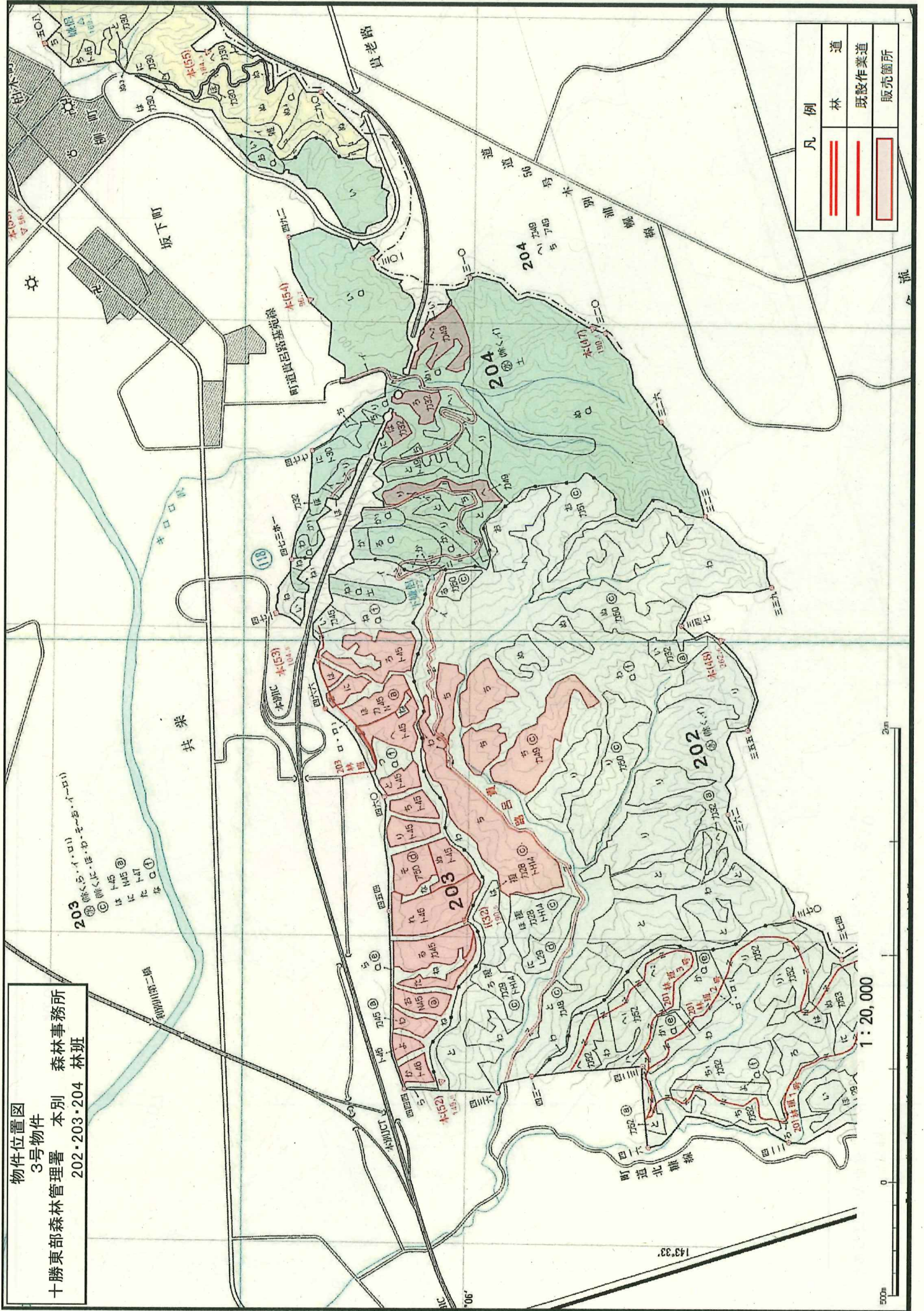
245

物件位置図

3号物件

十勝東部森林管理署 本別 森林事務所

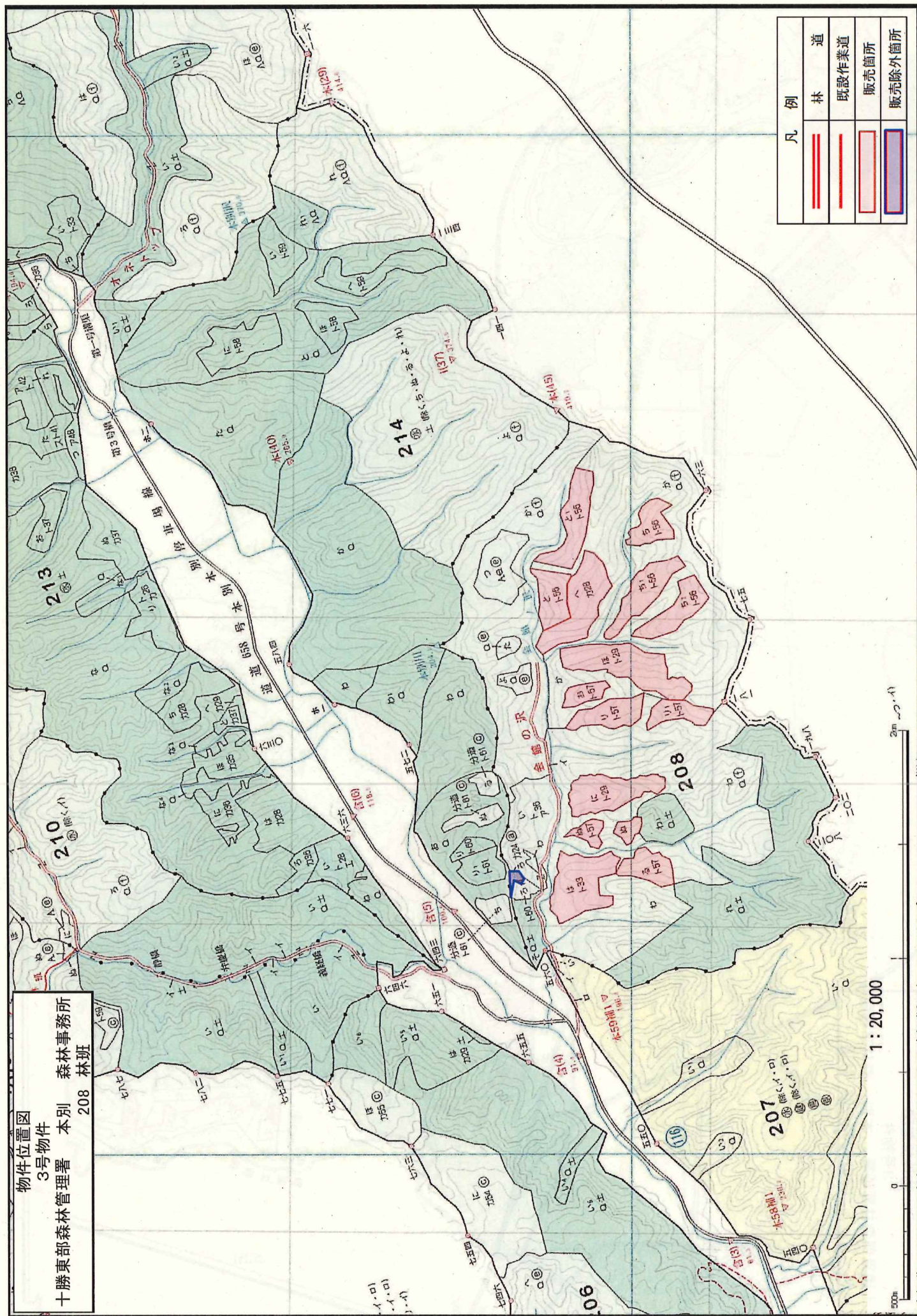
202・203・204 林班



物件位置図

3号物件

十勝東部森林管理署 本別 森林事務所
208 林班

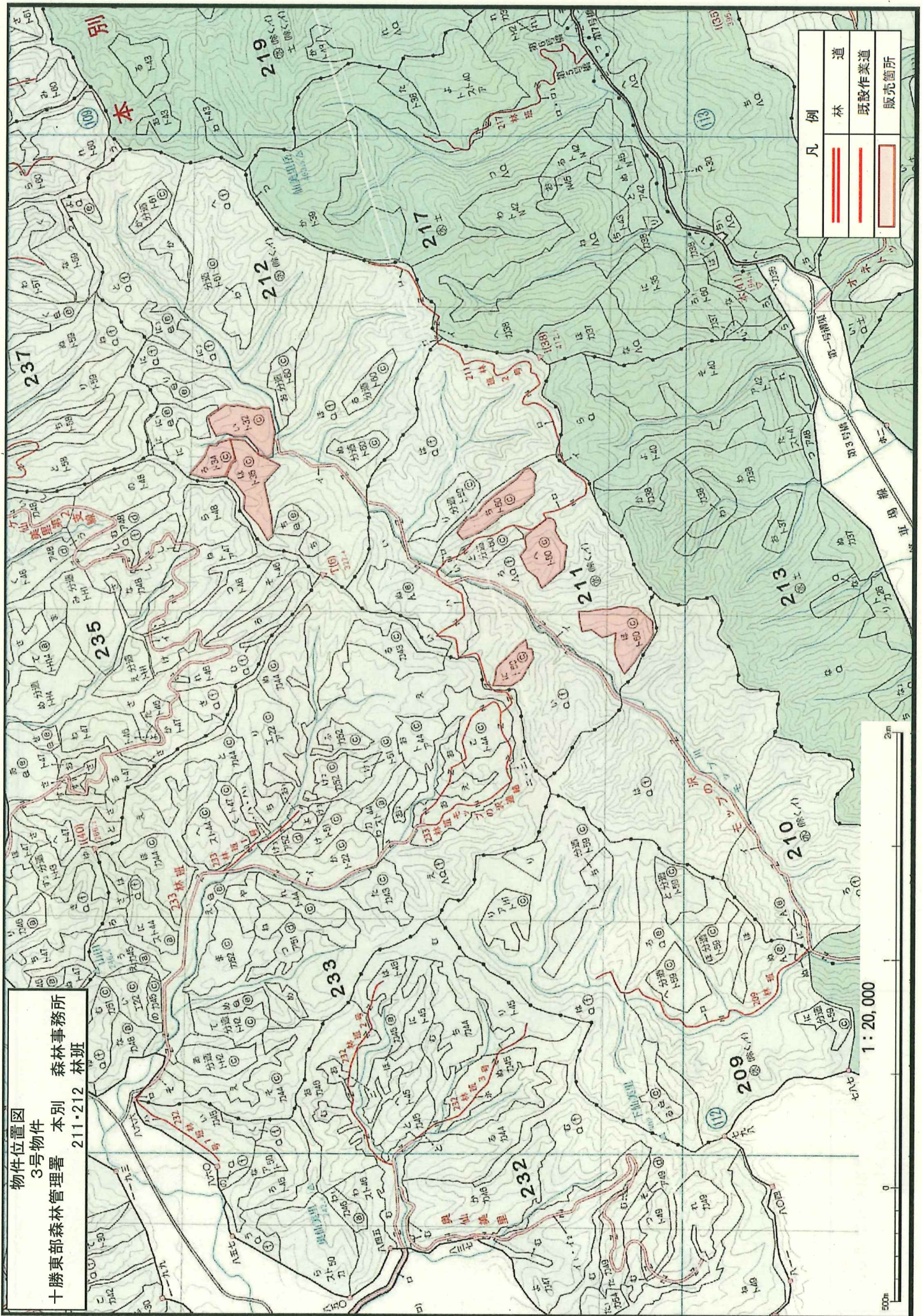


物件位置図

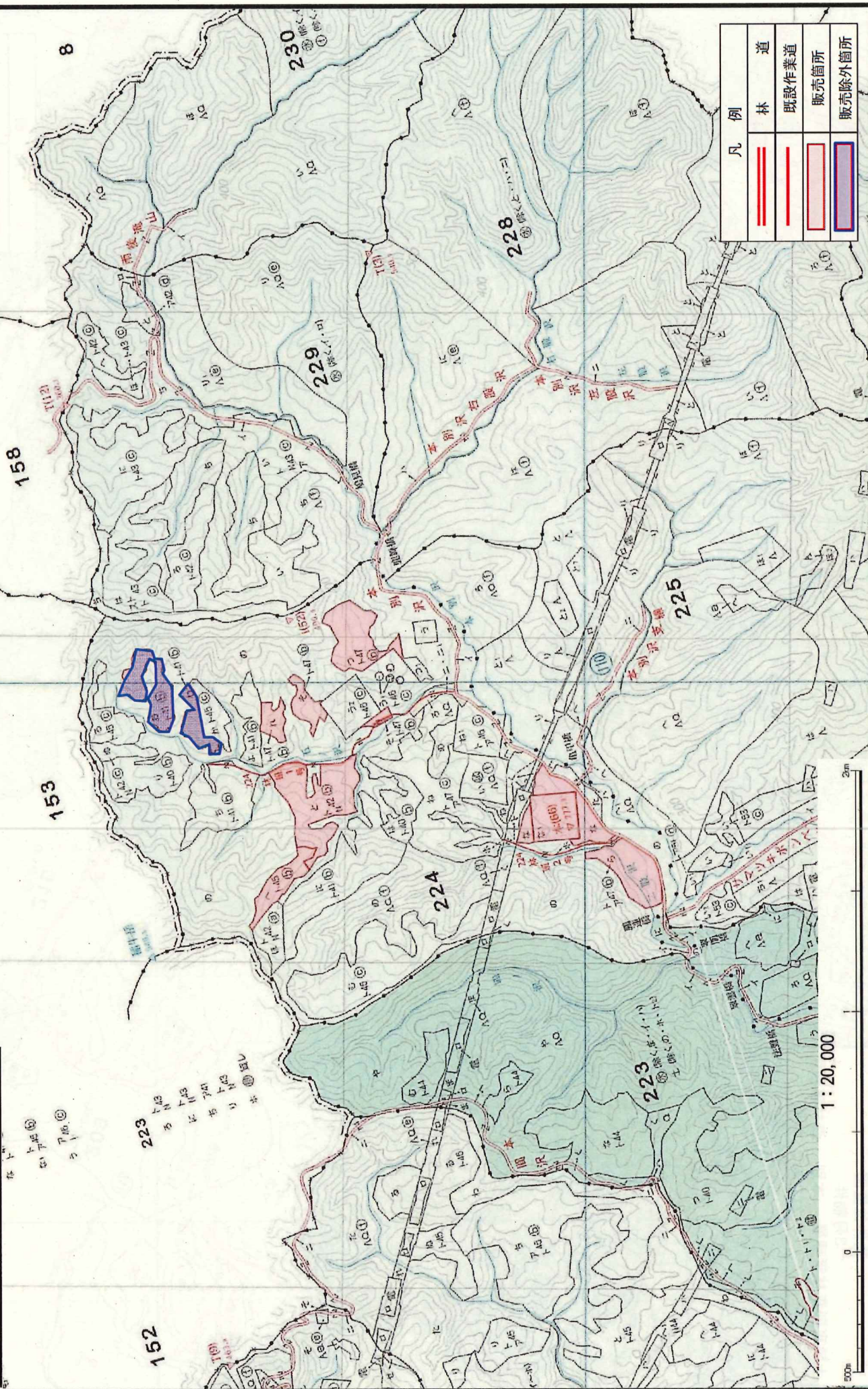
3号物件

十勝東部森林管理署 本別 森林事務所

211・212 林班



十勝東部森林管理署 本別 森林事務所
 3号物件 本別 224 林班
 物件位置図

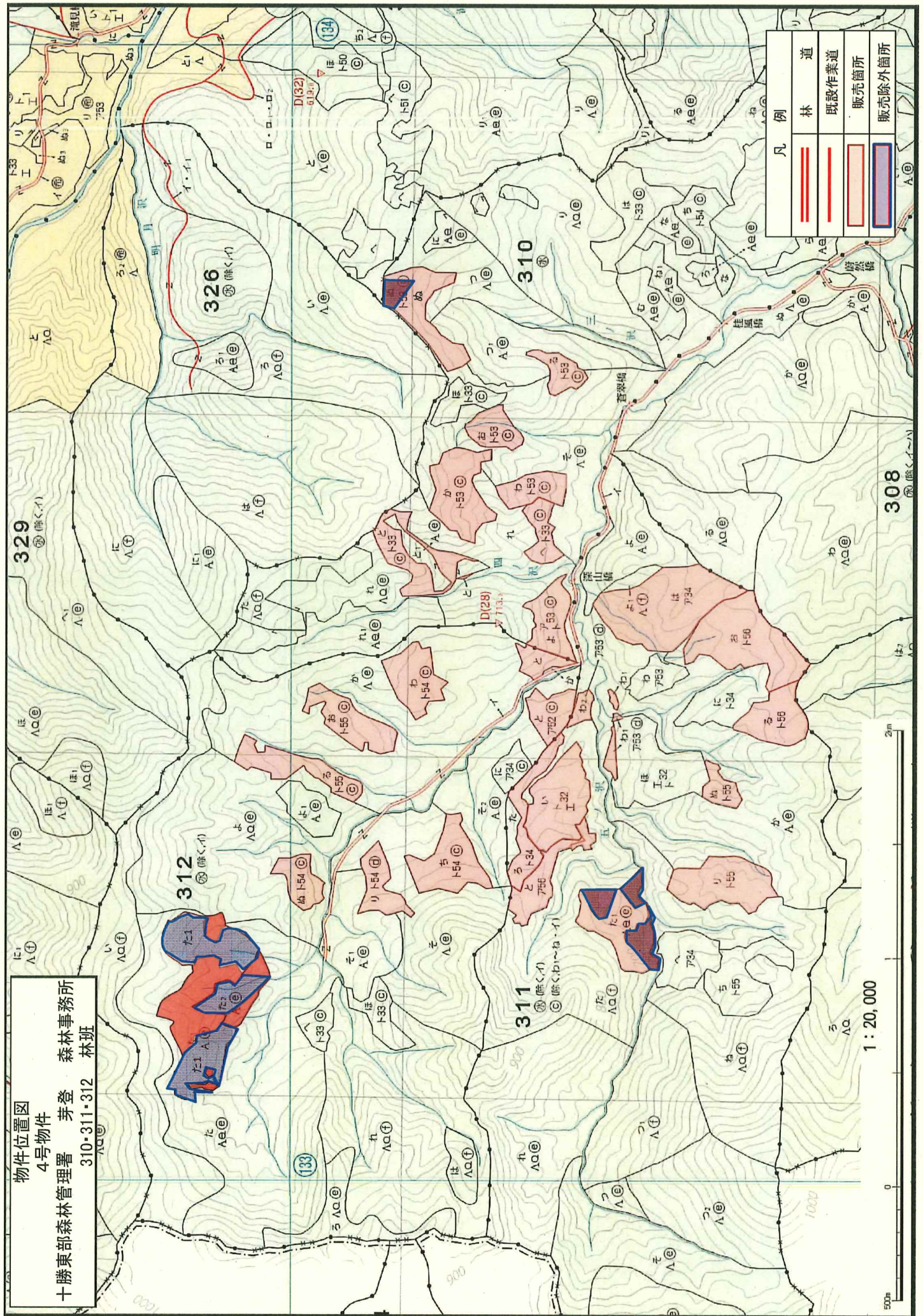


物件位置図

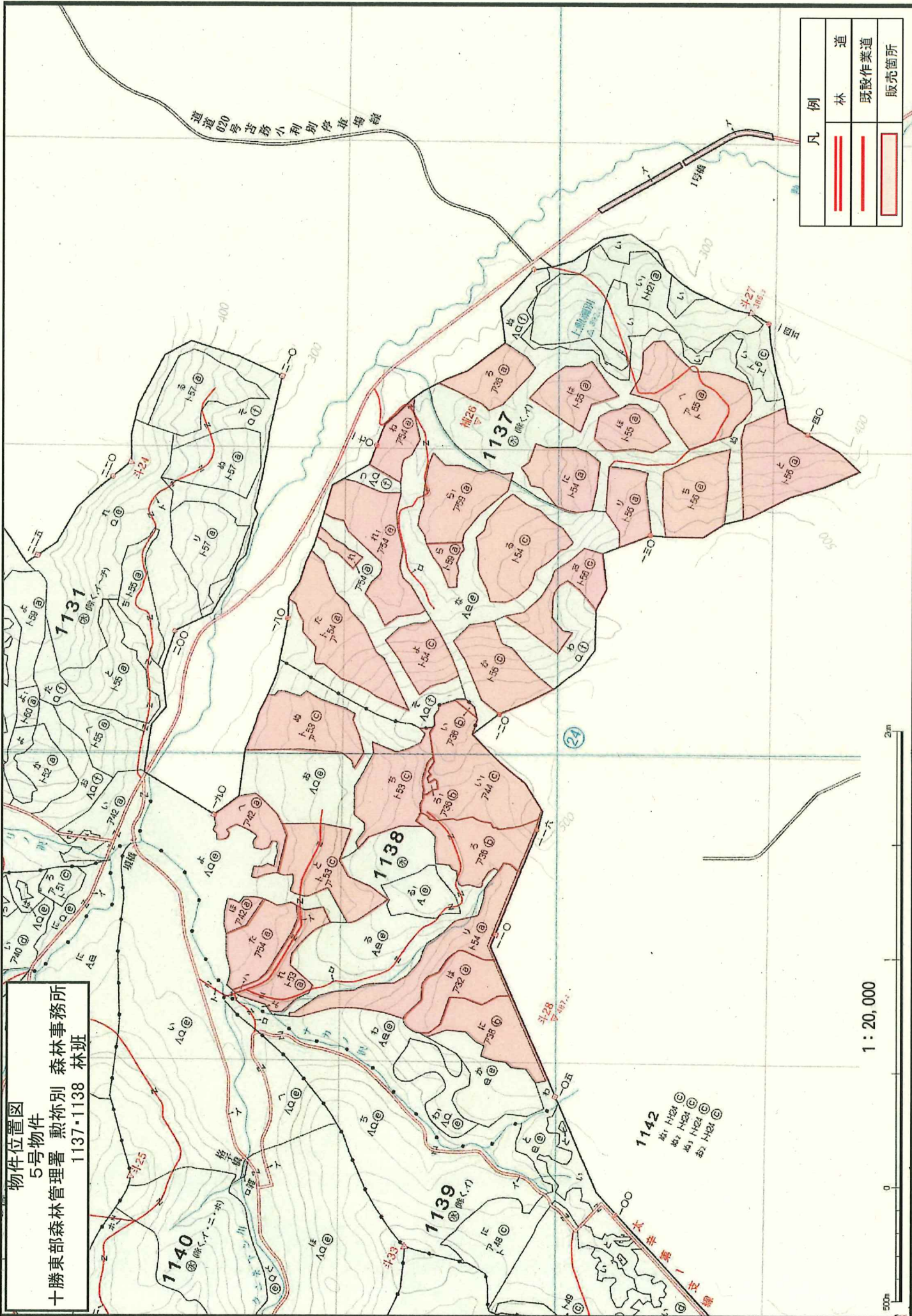
4号物件

十勝東部森林管理署 芽登 森林事務所

310・311・312 林班



物件位置図
5号物件
十勝東部森林管理署 勲祢別 森林事務所
1137・1138 林班



物件位置図

6号物件

十勝東部森林管理署 勲志別 森林事務所

1142 林班

斗満 森林事務所

1153・1155 林班

